

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「及び押印」及び「並びに代表者の氏名及び押印」を削る。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第53条第5項中「、使用する印鑑」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。